二号に定める金額に含むものとされる金額を加算した金額。ロにおいて「損金算入額」という。）がある場合には、当該損金算入額を控除した金額）のうち当該超過利子連結事業年度において生じた金額（当該残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上ある場合には、当該金額を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

三　当該連結法人を合併法人とする合併（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とする合併（適格合併を除く。）に限る。）が行われた場合　法第六十八条の八十九の三第三項第三号に定める超過利子額のうち同項の規定により当該超過利子連結事業年度において生じた連結超過利子額とみなされた金額

四　当該超過利子連結事業年度において生じた連結超過利子額に相当する金額が法第六十八条の八十九の三第一項及び第二項の規定により当該超過利子連結事業年度後の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された場合　当該損金の額に算入された連結超過利子額に相当する金額のうち次項の規定により当該連結法人に帰せられることとなる金額

10　法第六十八条の八十九の三第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された連結超過利子額に相当する金額（以下この項において「連結超過利子控除額」という。）のうち各連結法人に帰せられる金額は、当該連結超過利子控除額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とし、同条第二項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された連結超過利子額に相当する金額のうち各連結法人に帰せられる金額は、第三項の規定により計算した金額とする。

一　各連結法人の当該連結事業年度における関連者支払利子等の額の合計額

二　当該連結法人の当該連結事業年度における関連者支払利子等の額

11　前項の規定により計算した金額を有する連結法人の当該金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとする。

12　法第六十八条の八十九の三第一項及び第二項の規定の適用がある場合における連結利益積立金額又は各連結法人の連結個別利益積立金額の計算については、当該各連結法人の第十項の規定により計算した金額は、法人税法施行令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額に含まれるものとする。

13　第十項の規定により計算した金額を有する連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、第十項の規定により計算した金額は同条第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとする。

14　法第六十八条の八十九の三第一項及び第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の八の規定の適用については、同条第一項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十八条の八十八の三第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に」と、同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十八条の八十九の三第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に」とする。

第三十九条の百十九第八項中「の配当連結事業年度終了の時」を「の配当連結事業年度において当該連結法人が当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額のうち当該配当連結事業年度の終了の日に最も近い日に受けたものの支払に係る基準日（以下この項において「直近配当基準日」という。）に、「うちに配当連結事業年度終了の時」を「うちに直近配当基準日」に改める。

第四十条の二の二第三項第一号中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「「森林経営計画（」に、「「森林施業計画」を「「森林経営計画」に改め、同項第二号中「特定受贈森林施業計画」を「特定受贈森林経営計画」に、「従い」の下に「当該相続開始の時から」を加え、同条第四項中「森林施業計画の」を「森林経営計画で」に改め、同項第一号中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に、「第十二条の規定」を「第十二条第三項」に、「第十条の規定」を「第十条第二項の規定により読み替えて適用される場合」に改め、「同じ。）」の下に「において読み替えて準用する森林法第十一条第五項の規定」を加え、「受けた森林施業計画」を「受けた森林経営計画」に改め、同項第二号中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「第十九条」を「第十九条第一項」に、「同条第一項各号」を「同項各号」に、「受けた森林施業計画」を「受けた森林経営計画」に改め、同項第三号中「当該被相続人に係る」を削り、「特定森林施業計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「受けていた森林施業計画」を「受けていた森林経営計画」に改め、同項第四号中「当該被相続人に係る」を削り、「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「第十二条」を「第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項」に、「受けた森林施業計画」を「受けた森林経営計画」に改め、同項第五号中「当該被相続人に係る」を削り、「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「受けた森林施業計画」を「受けた森林経営計画」に改め、同条第五項中「第六十九条の五第二項第四号イ」を「第六十九条の五第二項第四号」に改め、「特定計画山林」の下に「（同号イに係るものに限る。）」を加え、「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に改め、「当該被相続人に係る」を削り、「森林施業計画が」を「森林経営計画が」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改め、「限る」の下に「ものとする」を加え、同条第六項中「森林施業計画で」を「森林経営計画で」に改め、同項第一号中「特定受贈森林施業計画対象山林の」を「特定受贈森林経営計画対象山林の」に改め、同項に」を「森林経営計画に」に、「受けた森林施業計画」を「受けた森林経営計画」に改め、同項第二号中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「受けていた森林施業計画」を「受けていた森林経営計画」に改め、同項第三号中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項」に、「受けた森林施業計画」を「受けた森林経営計画」に改め、同項第四号中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「受けた森林施業計画」を「受けた森林経営計画」に、「第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項」に、「受けた森林施業計画」を「受けた森林経営計画」に改め、同条第六項中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「受けた森林施業計画」を「受けた森林経営計画」に改め、同条第七項中「第六十九条の五第二項第四号ロ」を「第六十九条の五第二項第四号」に改め、「特定計画山林」の下に「（同号ロに係るものに限る。）」を加え、「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画が」を「森林経営計画が」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改め、「限る」の下に「ものとする」を加え、同条第十三項から第十五項まで及び第十七項中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同条第十九項中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改め、同条第二十項中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に改める。

第四十条の二の二第一項各号中「床面積が」の下に「二百四十平方メートル以下で、かつ、」を加え、同条第二項中「その」の下に「家屋の」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

五　家屋について行う第六項に規定する基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

第四十条の四の二第四項第二号イ及びロ中「床面積が」の下に「二百四十平方メートル以下で、かつ、」を加え、同条第九項中「又は」を削り、「定めた」を「定め、又は第六項の規定により基準を定めた」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。